

2025年6月5日

株主各位

ウェルネオシュガーブル株式会社
代表取締役社長 山本 貢司

「第14回定期株主総会招集ご通知」の一部訂正について(追加)

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第14回定期株主総会招集ご通知」(書面)の一部に記載の誤りがありましたので、謹んでお詫び申しあげますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、当社ウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトには、下記すべての訂正が反映された資料を掲載しており、東京証券取引所のウェブサイトには、5月29日付の「第14回定期株主総会招集ご通知」の一部訂正についてに記載しました訂正のみ反映された資料を掲載しております。

また、お手元に届く招集通知については、既に校了手続きが完了しておりますため、訂正前のものとなりますこと、何卒ご了承ください。

敬具

記

【訂正箇所】(訂正箇所に下線を付しております。)

・40ページ 事業報告 1.企業集団の現況 (4)重要な親会社および子会社等の状況

(訂正前) ④重要な関連会社の状況

(訂正後) ④その他の重要な企業結合の状況

・49ページ 事業報告 1.企業集団の現況 (7)使用人の状況 ①企業集団の使用人の状況

(訂正前)

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
Sugar	558 (61)名	63名増 (1名減)
Food&Wellness	158 (72)名	34名増 (5名減)
その他	23 (2)名	2名減 (1名減)
合 計	739 (135)名	95名増 (7名減)

(訂正後)

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
Sugar	558 (63)名	63名増 (1名減)
Food&Wellness	158 (76)名	34名増 (1名減)
その他	23 (0)名	2名減 (1名減)
合 計	739 (139)名	95名増 (3名減)

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

(訂正前)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績運動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	150 (36)	108 (36)	40 (一)	2 (一)	10名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	41 (10)	41 (10)	— (一)	— (一)	5名 (2名)
合計 (うち社外役員)	191 (46)	149 (46)	40 (一)	2 (一)	15名 (7名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額（譲渡制限付株式報酬を除く）は、2023年6月28日開催の第12回定時株主総会において固定報酬の他、業績運動報酬（役員賞与）も含めた上限額として年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）であります。なお、業績運動報酬（役員賞与）の額は、当該事業年度において、複数の業績評価指標について目標値等を設定しており、それらに対する目標達成度を基準にして決定されるため、業績確定前につき見込額としております。
2. 監査役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
3. 2020年6月25日開催の第9回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。
4. 2024年6月26日開催の第13回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、各事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」といいます。）として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式を割り当てる、業績運動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「業績運動事後交付型RS制度」といいます。）の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する業績運動事後交付型RS制度に基づく譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）であります。
5. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役は5名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

(訂正後)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績運動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	156 (36)	108 (36)	40 (一)	8 (一)	10名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	41 (10)	41 (10)	— (一)	— (一)	5名 (2名)
合計 (うち社外役員)	197 (46)	149 (46)	40 (一)	8 (一)	15名 (7名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額（譲渡制限付株式報酬を除く）は、2023年6月28日開催の第12回定時株主総会において固定報酬の他、業績運動報酬（役員賞与）も含めた上限額として年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）であります。なお、業績運動報酬（役員賞与）の額は、当該事業年度において、複数の業績評価指標について目標値等を設定しており、それらに対する目標達成度を基準にして決定されるため、業績確定前につき見込額としております。
2. 監査役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
3. 2020年6月25日開催の第9回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。当該事業年度における当該制度に基づく株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬8百万円のうち2百万円となります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。
4. 2024年6月26日開催の第13回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、各事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」といいます。）として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式を割り当てる、業績運動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「業績運動事後交付型RS制度」といいます。）の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する業績運動事後交付型RS制度に基づく譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。当該事業年度における当該制度に基づく株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬8百万円のうち6百万円となります。ただし、当該報酬額は、業績等の数値目標等の達成度合いに応じて決定されるため、業績確定前につき見込額としております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）であります。
5. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役は5名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

以上